

第九十二回
貴族院

船員法を改正する法律案特別委員会議事速記録第三號

○船員法を改正する法律案
付託議案

昭和二十二年三月二十五日(火曜日)
午後一時四十七分開會

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは

昨日に引きまして船員法の一部を改正する法律案の委員會を開會致しました、昨日で全部の各條の審議は終つたのであります、尙全般のことに対する御質疑の方が多いです。

○板谷順助君 大體此の船員法に付て、外國に例へばアメリカなりイギリスなりに斯んな條件が附いて居る所がありますか、それを一つあるならばありますとして御示しを願ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 外國の立法例に關しましては、戰爭中及び戰後の新しい資料がなかく、最近の國際情勢上入手が困難でございます、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、ノルウェー等の船員法は大體参考を致して居りますが、最近の諸國の勞働立法狀況は、殘念ながら明確になるに至つて居ない、と云ふ状況であります、最近の國際労働會議中、アメリカ若しくは其の他の諸國で開かれました會議の經緯等から大勢を判断致しました。

○板谷順助君 さうすると朝鮮は含まれと云ふことですか、もう一遍はつきり願ひたい、例へば陸上續きと云ふやうな御話であるが、イギリスとフランスの關係の如きは兎に角海を隔てて居るのに之を隣接區域と見て居る：

○政府委員(大久保武雄君) 朝鮮を隣接國と見るや否やと云ふことは、非常

○板谷順助君 併し大體アメリカ或は

イギリスに於きましては、國內法なるものを設け、此の隣接區域と云ふやうなことに付てもそれ／＼法規がある筈だと思います、それから國際海上労働條約に付ては、御承知の通りまだ全部の國が加盟して居る譯でもないのであります、併し國內法規と云ふものはあるでせう、それも分りませぬか

○政府委員(大久保武雄君) 先程私が列舉しました各國のは、各國の國內法規である船員法を參照致しましたのであります、唯法典が少し古くございますが、最近の立法例に付てはまだ入手が出来て居りませぬ

○板谷順助君 さうすると、例へば隣接區域と云ふのはイギリスならばフランスを矢張り隣接區域に見て居るが、我が國に於ては朝鮮、臺灣などはどう云ふ風になるのですか、隣接區域と見るのは見ないのか、あなたの方の解釋はどうなりますか

○政府委員(大久保武雄君) 隣接區域と云ふ條約の字句は、私共の方と致しましては、一應ヨーロッパ等に於ける陸上續きと、斯様に解釋致しました。此の法案を作製致しました次第であります

○板谷順助君 さうすると朝鮮は含まれと云ふことですか、もう一遍はつきり願ひたい、例へば陸上續きと云ふやうな御話であるが、イギリスとフランスの關係の如きは兎に角海を隔てて居るのに之を隣接區域と見て居る：

○政府委員(大久保武雄君) 朝鮮を隣接國と見るや否やと云ふことは、非常

にデリケートな問題であると考へて居ります、そこで海を隔てました隣接國を避けたやうな次第であります、尙無

ことを條件として、當該國の協議の下に之を取り入れると云ふことになります、非常に範囲の不明確なことに相成る譯であります、そこで條約は隣接國であ

ることを條件として、當該國の協議の下に之を取り入れると云ふことになります、明確に致して居ないのであります、

○板谷順助君 只今の御答辯では曖昧でどうも要領を得ませぬが、それは兎に角としまして此の規定から行きます

の法案の付議に付ては極力反対をして來たのであります、處が政府當局は勞資協調の精神に基いて臨時船員の審議會或は公聽會に於て決めたものであると云ふことを仰しやつて居つたけれども、事實に於てはさうでありますね、經營者側に於ては若し此の條件が其の儘施行されることになつたならば、現下の我が國の殆ど全滅に近い所の海運界の再建と云ふことは、不可能であると云ふことを極力其の當時に於て主張されたのであります、又先程來、或は昨日來色々政府の御答辭を承つて見ましても、例へばイギリスに於てもアメリカに於ても最近に於ける所の海上労働條件に付ては分らぬ、其の内容は分らぬ、然るに據るべきものは國際海上労働條約の條件のみでありまするが、此の點から考へて見まして、我が國の現在の海運復興を圖るに付ては如何にも行過ぎて居ると云ふ感が非常に深いのであります、でありますから、今後此の法案の運用に付きまして只今全員が色々懇談會を聞いて協議を致しました結果、將來此の法案の改正を要する其の點に付きまして、殆んど修正に近い意味に於ける勿論 本案を修正すると云ふ譯ではありませんが、將來に於て之を改正すると云ふ此の方針に基きまして、強い希望條件を附したのであります、只今之を朗讀致します

す

希望決議

一、本法案の規定中、國際海上労働條約所定の條件に加重し、我が國現在の國情に適せず、海運の再建を妨ぐる虞あるものあり、仍つて労資協調の精神に従ひ、之が實施に當りては適當に緩和の方策を執るの要ありと認む、即ち

(一)、労働時間、休日及び定員に關する規定は、左の船舶に適用せざること
1、國際航海に從事せざる船舶
2、主務大臣の指定する隣接國の近海のみを専ら航行する船舶
(二)、有給休暇の期間は國際海上労働條約に準據し、船主と船員の間に於て、船舶運航に支障なき程度に於て協定すること

二、衆議院委員會に於ける附帶決議は、本委員會に於ても之に賛同す、仍つて政府は其の趣旨の實現に對し、適當なる措置を講すべきことを要望す
以上の希望決議に基き、後日本法に相當の改正を加へ、萬遺憾なきを期すべし

以上の希望決議を付けまして本案に贊成する者でありまするが、只今申上げましたる通り、我が國の海運の再建と云ふことは容易ならぬ大事業であります、從つて勞資協調、船主と船員が共に一致協力をして進まなければ到底此の目的を達することは不可能と考へるのであります、從つて今申上げましたることは、大體に於て修正すべき箇所でありまするけれども、現在の時局に鑑み、又會期切迫の際でありまするから、必ず此の趣旨に基いて、後日之に對する適當の改正をされむことを要望致しまして、本案に賛成を致します

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を始め、では原案の採決を致します、船員法を改正する法律案は原案の通り可決すべきものと決定致して宜しうございませうか
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議ないと認めます、それでは是にて散會致します

午後三時四十六分散會

出席者左の如し

委員長

伯爵後藤一藏君

副委員長

男爵伊藤一郎君

委員

子爵七條光明君

村上恭一君

渡部脩君

田島正雄君

増田甲子七君

小原謙太郎君

男爵前島勘一郎君

板谷順介君

楠木嘉郎君

長島銀藏君

國務大臣

運輸大臣

政府委員

運輸事務官

同

大久保武雄君